

お問い合わせ先

※番号をよくお確かめの上、おかけください。
※年末年始はお休みとなります。詳しくはホームページでご確認ください。

問合せセンター

- 宅配で届いた商品に間違いがあったとき
- 登録内容(住所・電話番号)の変更があったとき
- おかやまコープへのご意見など

☎ 0120-662-538

月～金曜 8:30～20:00 土曜 9:00～17:00

※お問い合わせ内容を正確に承るため、通話内容を録音させていただいております。

注文センター

- OCR注文書の出し忘れ・追加・取り消し・変更

☎ 0120-014-952

オペレーター受付: 月～金曜 10:00～21:00

自動音声受付: 月～金曜 24時間 土曜 0:00～19:00

コープCSネット eふれんず事務局

- eふれんずについて (P.6)

☎ 0120-552-340

月～土曜 9:00～18:00

福祉グループ(代表)

- 福祉事業について (P.13)

☎ 086-256-2593

月～金曜 8:30～17:00

コープ共済センター

- CO・OP共済に関して (P.11・12)

《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》

- 各種お手続きに関する窓口
(ご加入や、保障の見直し、ご契約の満期継続、ご契約に関するお問い合わせ)

☎ 0120-50-9431

月～土曜 9:00～18:00

たべてん便受注センター

- 夕食宅配弁当「たべてん便」について (P.8)

☎ 0120-014-899

月～金曜 9:00～17:00

生活支援サービス総合窓口

- ふだんの暮らしの中でちょっと困ったとき (P.14)

☎ 0120-378-502

月～金曜 9:00～17:00

コープピーアンドエス(代表)

- コープピーアンドエスについて (P.14)

☎ 086-256-7244

月～金曜 9:00～18:00

おかやまコープの広報誌

機関誌「くらしとなかま」



バックナンバーは
こちら



ウィークリーコープ



バックナンバーは
こちら



おかやまコープ
ホームページ



公式
Instagram



公式
フェイスブック



公式キャラクター
「ももずきんにゃん」

生活協同組合おかやまコープ



- おかやまコープについて …………… P.1
- 「CO・OP商品」が大切にしていること …… P.2
- 宅配について …………… P.3～7
- 夕食宅配弁当「たべてん便」 …………… P.8
- 店舗について …………… P.9
- コープアプリ …………… P.10

- CO・OP共済 …………… P.11～12
- 福祉事業 …………… P.13
- 生活支援サービス/保障の個人相談/コープピーアンドエス …… P.14
- 定款/個人情報保護基本方針/規則 …… P.15～18
- お問い合わせ先 …………… P.19

生活協同組合おかやまコープ

〒700-0026 岡山市北区奉還町一丁目 7-7

担当者名

※2026年4月発行



詳しくはこちら

おかやまコープの理念

思いやりのこころでつなぐ人間らしいゆとりのあるくらしの創造

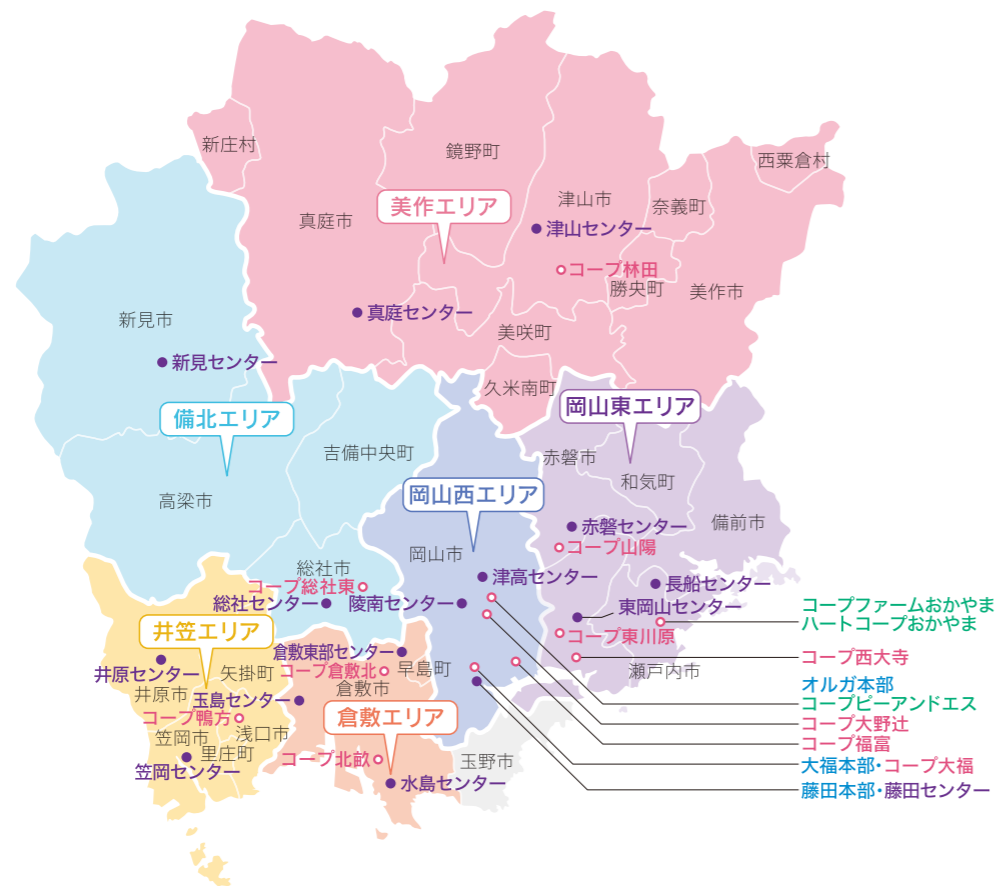
参加・自主・自立で学び成長する多数者組織の実現

協同と連帯がはぐくむ組織と地域社会の発展

おかやまコープのビジョン

想いがつながる 笑顔あふれるくらしと未来

おかやまコープの6つのエリアと事業所



事業内容

- 宅配事業 15センター
有人コープステーション 15カ所
(岡山市7、倉敷市3、津山市1、井原市1、総社市1、瀬戸内市1、赤磐市1)
- 共済事業 CO・OP共済
- 福祉事業 居宅介護支援、訪問介護、デイサービス 4施設
- 店舗事業 11店舗
- 子会社 コープピーアンドエス
コープファームおかやま
ハートコープおかやま

組合員

岡山県内 約34万世帯

県の4割の世帯が加入しています。



詳しくはこちら

CO・OP商品は、時代とともに変わる
組合員のニーズに耳を傾け、発展を遂げてきました

組合員自身が商品開発や普及に関わっています。



活動の様子

CO・OP商品の開発・改善の意見交換の場として開催される商品パネル。

おかやまコープ組合員の中から公募で選ばれた24名が関わっています。

※商品パネルの他、おかやまコープ組合員の中から公募で選ばれた580名が「商品モニター」として登録し、商品開発や改善に向けて意見を出し合っています。

安全・安心、環境配慮、産地とのつながりなど、組合員の声から開発されたさまざまな商品は、Cコレ商品にもたくさん選ばれています。

「コープならではの」商品を
「CO・OPコレクション」=「Cコレ」商品と
名付けておすすめしています



このマークが目印です

Cコレ商品って？

ふだんのくらしに欠かせない、健康、美味しさ、品質、簡単便利、適正価格、環境などの観点からおすすめする「コープならではの」商品です。「あっ！コレコレ！」と見つけたときに喜んでもらえる商品たちです。



※Cコレ商品の一部

宅配 ご利用方法について



詳しくはこちら

毎週決まった曜日に専用の箱に入れてお届けします(個配・班配)

冷凍・冷蔵商品

冷凍商品には冷凍蓄冷剤・ドライアイス、冷蔵商品には蓄冷剤を入れて保冷箱でお届けします。



⚠️ドライアイスにご注意ください。素手で触ると凍傷のおそれがあります。また、ビンなどの密封容器に入れると破裂するおそれがあります。※ドライアイスを使用しないセンターも一部あります。

生鮮品以外の食料品・日用品

個人別の箱に入れています。



箱や蓄冷剤は、次回の配達時に生協担当者にお返しください。繰り返し使用しますので、大切に保管をお願いします。

こはい 個配

手数料 割引有 仕分 不要



重い商品を玄関先まで! 帰宅が遅い日でも安心!



●玄関先やご指定の場所へお届けします。

ご不在時は、「セーフティーカバー」と「封印テープ」を使用してお届けします。箱の返却時には、お手数ですがテープをはがしてください。

セーフティーカバーをかけてお届けすることもできます。

〔個配手数料(月額)〕 (対象期間:毎月1日～末日)

| 月のご利用金額 | 通常手数料 | サポート割引対象の方は |
|-------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 1回5,000円(税抜)未満の利用 | 月額880円(税込) | 月額手数料半額 |
| 1回5,000円(税抜)以上の利用(月利用35,000円(税抜)未満) | ※注1 回当り利用高割引 | ※「回当り利用高割引」は対象外 |
| 月35,000円(税抜)以上の利用 | ※注2 月額440円(税込) | |

※注1:5,000円(税抜)以上利用した回数×110円(税込)を手数料割引。割引上限は月440円(税込)。月額手数料より割引。
※注2:回当り利用高割引はなし。月利用高割引は、月途中からの利用開始の場合、適用されません。
※月途中で個配を開始・停止された場合の手数料は、商品のお届け回数に応じて請求させていただきます。
※夕食宅配「たべてん便」、コープビーアンドエスのサービス利用代金、CO・OP共済は利用高割引の対象に含まれません。

→〔サポート割引対象〕

ご本人または同居家族(同一生計)が下記に該当する方

- 介護サポート** 要支援・要介護認定されている方(事業対象者も含む)
- 愛カードサポート** 65歳以上の方のみの世帯で「おかやま愛カード」をお持ちの方、またはお車をお持ちでない世帯
- 障がいサポート** 障害者手帳またはそれに準ずるものをお持ちの方
- 子育てサポート** 親子(母子健康)手帳交付～小学生までのお子様がいる方

はんはい 班配

手数料 無料

- お友達・ご近所・職場などで「班(グループ)」が作れます(新規グループの結成は5名から)。
- お1人の方にはご近所の班を紹介します。



コープステーション

営業時間:月～金 12時～19時

手数料 無料 仕分 不要

- 注文商品を、毎週決まった曜日・場所(コープステーション)でお受け取りください。
- 利用曜日の営業時間内ならいつでも受け取れます。
- 岡山県内41ヵ所。



ご利用のながれ

例:水曜日が配達日の場合

| 企画回 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 4月1回 | | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4月2回 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 4月3回 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 4月4回 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 4月5回 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 5/1 | 2 |

1週目
2週目
3週目
4週目

4月3回
カタログ
お届け
↓
ご注文
↓
商品
お届け

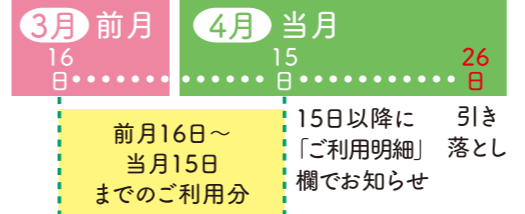
4月4回
カタログ
お届け
↓
ご注文
↓
商品
お届け

4月5回
カタログ
お届け
↓
ご注文
↓
商品
お届け



お支払いについて

(例)



- お支払いは、毎月26日金融機関口座からの引き落としです。
- 商品代金は毎月15日締め →26日に引き落とし、個配手数料は末日締め →翌月26日の引き落としとなります。(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)
- 26日に引き落としできなかった場合は翌月の11日に再度請求。さらに引き落としができなかった場合は振込み用紙を郵送します。その場合、翌月請求分を加算してのお支払いになります。 ※お支払いについては、「生協利用代金支払規則」(P.18参照)に基づきます。

「商品お届け表 兼 請求書」

- その週のお届け商品の明細です。商品と一緒にお届けします。
- 請求締め切り日(毎月15日)以降に、毎月1回「請求書(ご利用明細)」を表示します。
- その他、次週以降のお届け商品、数量限定商品の抽選結果、ポイント状況、お知らせなどを表示します。

お届け商品詳細について

| 数量 | 品名 | 単価 | 金額 |
|----|---------------------------|-----|-----|
| 1 | カナダ産はちみつ 400g | 880 | 880 |
| 1 | 2個入り新・美肌保湿用お湯拭き 20枚×2個パック | 248 | 248 |
| 1 | 玉ねぎ5枚 190g(5枚) | 135 | 135 |
| 1 | 栗原さんカスタードプリン 107g | 488 | 488 |
| 1 | ナチュラルチーズ 240g | 448 | 448 |
| 1 | 生協バター 200g | 168 | 168 |
| 1 | 生協ヨーグルト 80g×3 | 411 | 411 |
| 1 | 開封済み和風スープセット 230g | 448 | 448 |
| 1 | バター入りハーブソルト 340g(4本) | 288 | 288 |
| 1 | キャベツのソテー(冷凍) 2.0g(1.0個) | 160 | 160 |

お届け金額と請求について

| 項目 | 金額 |
|-------|--------|
| お届け金額 | 4,093円 |
| 請求金額 | 4,093円 |
| 手数料 | 0円 |
| 合計 | 4,093円 |

ポイントについて

| 項目 | ポイント |
|----------|---------|
| 前週ポイント残高 | 1,269 P |
| 獲得ポイント | 6 P |
| 合計 | 1,275 P |

「宅配」ご利用方法について

宅配 商品の注文について

1 おかやまコープ 4月4日注文書

2 生協 一部

3 登録商品翌週変更欄

4 増資欄

5 今週のおすすめ欄

6 アレルゲン登録欄

7 うら面

8 新規利用登録欄

9 登録商品翌週変更欄

10 4~6ケタ商品注文欄

おもて面

※OCR注文書はイメージです。

- ・お名前・注文書の提出日が記載されています。① ②
- ・記入は鉛筆で。カタログの注文番号と商品名を確認し、個数をお書きください。③
- ・増資欄(出資金についてはP.15を参照ください)④
- ・過去利用した商品が■で表示されます。今回お得な場合はさらに赤枠で目立たせています。⑤
- ・アレルギー登録すると対象の商品が■で表示されます。⑥
- ・うら面左下の登録枠で登録・取消ができます。⑦

専用ファイルに入れて提出してください



ベンリでオトクな利用登録がおすすめです!

登録された商品を毎週お届けします。登録商品は約39種類。
 ・利用登録商品は注文書提出されなかった週もお届けします。
 ・インターネット注文「eふれんず」、コープアプリでも登録できます。(P.10)

いつでも変更可能

「注文忘れてた!」がなくなる

詳しくはこちら

オトクな利用登録 おかやまコープの最安値でお届けします。

- ・新規登録・登録数の変更は定期的に掲載されるOCR注文書うら面「新規利用登録欄」に数量をご記入ください。※掲載のない週は担当者に申し出ください。⑧
- ・翌週だけ数量の変更をしたり、一括で休みたい時はおもて面の「登録商品翌週変更欄」にご記入ください。⑨

登録した商品と数量が表示されています。

変更数を記入

利用登録商品変更欄

翌週の登録商品をすべてお休みしたい時は「1」を記入

※18品目以上を登録されている場合、すべては表示されません。表示されていない商品の数量変更はセンターまたは担当者へ申し出ください。

ベンリな利用登録

- ・毎週の商品カタログと同じ価格でお届けします。
- ・新規登録と登録数の変更は「4~6ケタ商品注文欄」にご記入ください。⑩

ポイント制度 商品を利用して、貯まる楽しみ・使う喜び♪

貯まる

A) 毎回の利用高に応じたポイント 利用高(税抜)の0.1%

B) 班利用の応援ポイント 利用高(税抜)の0.1%

C) 月利用高に応じて

| 月利用高(税抜) | ポイント数 |
|-----------------|---------|
| 30,000円~39,999円 | 50ポイント |
| 40,000円~49,999円 | 100ポイント |
| 50,000円以上 | 150ポイント |

D) その他...さまざまなポイントプレゼント企画があります。
 たとえば ●ポイント〇倍 ●指定商品購入 ●生協お誘いポイント など

使う

※ポイント残高は「商品お届け表兼請求書」「OCR注文書」、eふれんずではメニューバーの「注文内容の確認と修正」ボタンから確認できます。1ポイント=1円。

OCR注文書の右上にある5桁のポイント記入欄に使用したいポイント数を記入ください。(1~99,999ポイントまで)

※ポイントはお届け表に掲載された商品代金の総額以上は使えません。※付与された年度の翌年度末までがポイント有効期間となります。

インターネット注文 eふれんず

- 届いた商品を見てから注文♪
配達日の翌日19:00まで注文できるので、届いた商品を見てから注文することも可能です。しかも過去6週間分の注文履歴も確認できるので、「注文控え」としても活用できます。
- おすすめコメントを参考に商品選び♪
利用されている組合員さんの「おすすめコメント」を参考にご注文いただけます。
- ここだけしか買えない「eふれんず限定商品」
カタログには掲載されない「eふれんず限定商品」。お買い得な在庫処分品などいろいろ!お見逃し無く!

- 簡単注文
注文番号を入力するだけ!webカタログで写真や内容を見ながら注文もできます。
- 買い忘れなし
「お気に入り」機能を使用すれば、登録した商品が取り扱われる週はお知らせします。
- ダブリ注文防止
注文履歴から確認できるので「あ!これ買った!」のお買物ミスがなくなります。
- その他
お得がいっぱい!
指定したアレルギーを含む商品の設定や、時間限定のタイムセール、さらにはeふれんず限定の商品もあります!

「宅配」商品の注文について



毎週お届けする主なカタログ

メインカタログ「Deli-Co」

安全・安心にこだわった商品を掲載。計画的にお買い物できます。



他にもキャロット、ふあみ〜ゆ、BEAM、味彩など暮らしをサポートする情報がたくさん。

※登録すれば不要なカタログのお届けを止められます。

安全・安心・栄養バランスのとれたお弁当を日替りでお届けします

週3日〜ご利用いただけます

お食事スタイルに合わせて選べる4つのコース 全コース安心のアレルギー表示！

「御弁当コース」
塩分3g以下、約500kcal

おかずとご飯のセット。お米は岡山県産こしひかりを使用しています。



「おかず7品コース」
塩分3〜4g以下、約400kcal

和洋中のさまざまな人気メニューが楽しめます。



「なごみおかずコース」
塩分4g以下、約500kcal

バリエーション豊かでボリュームたっぷりのおかずセットです。



「おかず4品コース」
塩分3g以下、約380kcal

少量規格のコース。4品ながらもバランスよく栄養を摂取できます。



※このコースのみ使い捨て容器を使用。
※実際のお届け容器はデザインが異なります。

注文・返品・交換・有料追加注文について

| | 良品返品 | 交換(色・サイズ) | 追加注文 |
|------------|--------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 生鮮・青果・日配商品 | ×お受けできません | ×お受けできません | ×お受けできません |
| ドライ商品 | 配達後14日以内なら可能 | ×お受けできません | ×お受けできません |
| 非食品 | 配達後14日以内なら可能 | 衣料品や靴など同一商品に限り、配達後14日以内なら可能 | 配達後14日以内なら有料(1回1品種につき税込220円)で可能 |

Q 「注文した商品が届いていない」「商品に不良がある」

A 問合せセンターにご連絡ください。(P.19参照)

Q 「注文書を出し忘れた」「注文の取り消し・変更をしたい」

A 注文センターにご連絡ください。(P.19参照)
※配達日の翌日19:00締め切りです。

Q 「同じ商品をいくつまで注文できるの」

A いくつでも注文できます。10個以上注文される場合は、OCR注文書うら面の《4〜6ヶタ商品注文欄》にご記入ください。

利用者のご都合による返品不可の商品

- ① 食品(ドライ商品を除く)
- ② 書籍・CD・DVD・Blu-ray等の著作物(開封済のもの)
- ③ 植物・植物の苗
- ④ ペットフード
- ⑤ 医薬品・化粧品・衛生用品
- ⑥ チケット類
- ⑦ 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部(セット商品全体を返品する場合は含みません)

宅配での容器包装回収方法

| 飲料用紙パック | 商品案内カタログ | 内袋 | たまごパック |
|--|--|----------------------------|--|
| 水洗いし、切り開いて乾かしてください。 酒パックなどのプラスチックのキャップ部分は必ず切り取ってください。内側の色については制限はありません。 | お届けした箱(プラスチック製、発泡スチロール製)の中に入れてお返してください。注文書ケース(「OCR用紙」や「生協への提出物」を入れるケース)に入れないでください。 | シールを取って、乾いた状態で小さくまとめてください。 | 宅配でお届けした「コープ産直こめたまご」のパックが対象です。開封テープや「生産者カード」は取り除き、切り離さないでください。 |
| →トイレットペーパー(CO・OPコアノンロールなど)に再生 | →カタログや新聞紙などに再生 | →プラスチック製品に再生 | →たまごパックや緩衝材に再生 |

4つの特徴！

- 管理栄養士監修
- お届けは月〜金曜の5日間 ※祝日休み
- 御弁当コースのご飯は岡山県産こしひかり
- お届け時の安否見守り

週3日からのお試し利用もあります！

生協に未加入の方もお試しいただけます。

会費 配達料 登録料 不要！



※生協に未加入の方で、おためし期間終了後、継続して利用をご希望される方は、生協へのご加入手続きが必要です。ご加入は出資金1,000円をお預かりします。脱退時に、定款に基づき出資金をお返します。詳しくはたべてん便受注センターにお問い合わせください。

さらに 上記商品いずれかをご利用の方には 以下のメニューも一緒にご注文いただけます！

お届けは週に1回 お弁当がお休みの土日などにご利用ください。

冷凍おかず

栄養バランスの取れたおかずを冷凍でお届けします。いつでも電子レンジで温めてお召し上がりいただけます。

※お弁当を週5日ご利用の方へのサービスになります。



冷凍 毎週金曜日お届け

お味噌汁セット

野菜がたっぷりのフリーズドライのお味噌汁。お湯を注ぐだけで簡単に調理できます。



常温 毎週月曜日お届け

食卓パンセット

保存料無添加。なのに賞味期間が長いコモのパンをセットにしてお届けします。賞味期間 製造から35日

※1セットずつ週替わりで順番にお届け



常温 毎週金曜日お届け

※お届け日にご不在の場合、指定の場所へ保冷箱(無料貸出)に入れてお届けします。※写真は一例です。※変更・お休みなどはお届けの前週水曜日17:00までにお申し込みください。※一部お届けできない地域がございます。

お問い合わせ・お申し込みは

たべてん便 受注センター

0120-014-899

月〜金曜 9:00〜17:00

FAX:(086)296-6481 Email:tabetenbin@okayama.coop

「宅配」 返品・交換・リサイクルについて 「たべてん便」 夕食宅配弁当

店舗について



詳しくはこちら

組合員に喜ばれる「おいしいお店」をめざします

※おいしいお店…生鮮品を強めておいしいと思っただけの商品を多く取り揃え、安全・安心・健康・簡単便利を提案することで、週2~3回は来店していただけるようめざしているお店のコンセプト。

お得な企画が満載!

- ポイント5倍デー** 毎月第1日曜日ほか
- 得得の市** 毎月はじめ 日替わりお買い得品が満載です。
- まんなかの市** 毎月中ごろ お買い得品が満載です。
- コプカチャージデー** いつもよりお得にチャージできます。



●電子マネー機能

チャージ機・サービスカウンター・セミセルフレジの会計機でチャージ(入金)してお支払いにご利用ください。



●ポイントサービス

- ・コプカカード支払い・現金・クレジットカード・PayPay等お支払い方法を問わずポイントをお付けします。※お買物金額200円(税抜)につき1ポイント。一部対象外商品有。
- ・1ポイントからでも使用可能です。レジ担当者にお申し付けください。
- ・500ポイント貯まると、レジで「500円お買物券」が自動発券されます。
- ・ポイントの有効期間は、付与された年度の翌年度末になります。

レジでご提示いただくと、お買い上げ金額に応じてさらにポイントプレゼント!

- ・ももっこカード (おかやま子育て家庭応援カード) …毎月5日・15日・25日 お買物金額1,000円(税込)ごとに20ポイントをプレゼント!
- ・おかやま愛カード (運転免許証自主返納カード) …いつでもお買物金額1,000円(税込)ごとに10ポイントをプレゼント!

お祝いごとはコプで!!

コプのお店では、ご予約メニューを多数ご用意しています。予算に応じてお作りもできますのでお気軽にご相談ください。

詳しくはこちら

「ハッピーコプ」カタログ▶



店舗での容器包装回収方法

| 飲料用紙パック | ペットボトル | 発泡トレイ・透明容器 |
|---|---|--|
| 水洗いし、切り開いて乾かしてください。 水酒パックなどのプラスチックのキャップ部分は必ず切り取ってください。内側の色については制限はありません。 | ※各自治体のルールに沿って回収を行っています。水洗いして乾かし、キャップとラベルを取り、つぶしてください。 | 洗って水をきり、乾かしてください。印刷があるものは印刷部分を切り取ってください。エフピコマークがなくても回収します。バーコードや値引きシールの切り取りは不要です。 |
| →トイレットペーパー(CO・OPコアノンロールなど)に再生 | →たまごパックや繊維に再生 | →トレイに再生 |
| | | ×回収しないもの (発泡トレイ)食品容器以外のもの、即席めん容器や納豆の容器など上縁のにりがついている容器 (透明容器)食品容器以外のもの、プリン・ゼリーなどの透明容器、前面にシールが貼ってある容器、色付き透明容器、たまごパック |

コプアプリ



詳しくはこちら

宅配も店舗もひとつのアプリで機能がいっぱいです

※機能・デザインはアップデートにより変更される場合があります。



イベント情報もチェック

画面を下までスクロールすると、親子で楽しめるイベントや様々な学習会などに気軽に申し込みできます。

コプアプリの機能を一部ご紹介!

ポイントがひとめで分かる!

宅配・店舗のポイントはトップページで確認。有効期限があるので忘れず使いましょう。



宅配注文がもっと便利に!

Webカタログの商品をタップするだけの簡単注文!配達状況も確認できます。その他にも便利な機能がいっぱい!



限定商品の注文もラクラク

eふれんず限定商品やタイムセールの商品が注文できます。



お買い得商品をおすすめ

過去に利用された商品でお買い得になっているものをおすすめします。



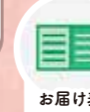
カタログを見ることができる



注文内容を確認することができる



配達状況を確認できる



お届け表や請求書を確認できる

7週分の商品お届け表兼請求書が確認できます。



献立コンシェルジュ

かんたん入力で、好みに合わせたあなただけの献立をご提案します。



商品検索ができる

キーワード検索で商品を探して、注文ができます。

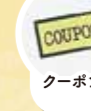
店舗でのお買い物がもっと楽しく!

デジタル組合員証として使えます。お店だけのポイントクーポンもあります。



買い物すると1日1個スタンプがたまる

10個たまるとサイコロゲームスタート!



クーポン

来店スタンプがたまるとお得なクーポンを配信!



スマートレシート(店舗)

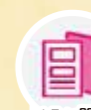
財布の中がすっきり

レシートがデータで保存されます。



コプカードと連携できる

組合員コードの読み込みやコプ決済ができます。



コプ全店のチラシをいつでも確認できる

チラシ閲覧



コプアプリの登録はこちらから

iPhone・iPadの方



Androidの方



ニーズに合わせて選べる・組み合わせるCO・OP共済の4つの保障

「家族みんなの基本保障」手頃な掛金と充実保障

たすけあい (保障期間) 満30歳まで／満65歳まで
(加入できる年齢) 0歳～満64歳

\\ お子さんには / \\ 女性には / \\ 男性には /
J1000円コース **2000円コース (女性)** **2000円コース (男性)**

加入条件がゆるやかなコースもあります。*

おすすめポイント

- ケガ通院や入院の保障を手頃な掛金でサポート。
- 幅広い保障を一つで備えられます。

※ご加入には一定の条件があります。

一生涯つづく入院・手術の保障

ずっとあい 終身医療 (共済期間) 終身
(加入できる年齢) 0歳～満70歳

入院(一生涯) 手術(一生涯) ※解約返戻金は
ありません。

おすすめポイント

- 一生涯の入院・手術のシンプルな保障入院は1日目から180日分までサポート!
- 掛金は加入時のまま。ずっと上がりません。保障は一生涯続きます。

10年満期の生命・入院・がんの保障

あいぶらす (共済期間) 10年間、満70歳は15年間
(加入できる年齢) 満18歳～満70歳

死亡・重度障害 (最高3,000万円) 入院・手術 がん

おすすめポイント

- 子育て期のお父さん・お母さんに保障が一番必要な時期に手頃な掛金でサポート。
- 「がん」の保障がほしい方におすすめ。

一生涯つづく生命の保障

ずっとあい 終身生命 (共済期間) 終身
(加入できる年齢) 0歳～満70歳

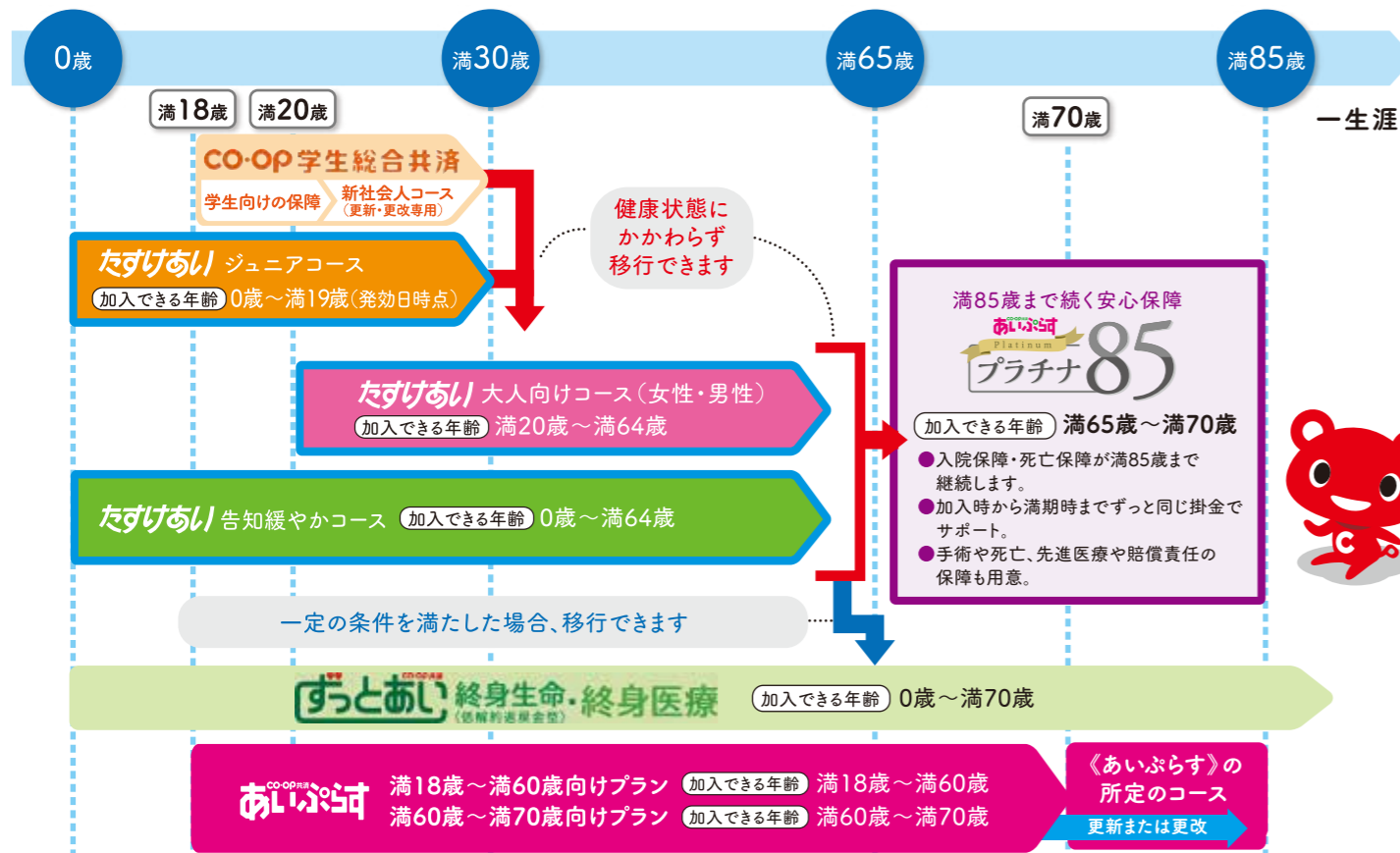
死亡・重度障害(一生涯) 低解約返戻金型

おすすめポイント

- 200万円・300万円・500万円・1,000万円の選べる保障。満60歳からは100万円コースもご用意しています。
- 掛金は加入時のまま。ずっと上がりません。保障は一生涯続きます。

※詳しくは、商品パンフレットをご覧ください。

CO・OP共済でつながる安心を



K-88742-2602

※「たすけあい」「あいぶらす」「ずっとあい」終身医療「ずっとあい」終身生命(低解約返戻金型)「あいぶらす」プラチナ85(学生総合共済)は異なる商品です。いずれかひとつでもご加入になります。

コープ共済はインターネットから24時間申し込みできます

24時間365日お申し込み可能!

日中の忙しい方も、いつでも加入申し込みができます。

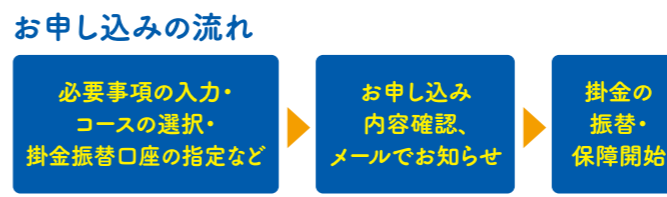
保障開始までの期間が短縮!

書面での申し込みと比較して、保障開始までの期間が短縮。カンタン、わかりやすい入力画面でしっかりサポートします。

見積をカンタン作成!

入力した被共済者の情報をもとに、おすすめのプランを案内。見積をカンタンに作成できます。

お見積もりはこちらから



コープ共済 検索 <https://coopkyosai.coop>

※インターネット加入手続きの際、組合員番号が必要となります。お手持ちの組合員カードをご用意の上、お手続きください。※お申し込みの際には何点かの書類を郵送していただく場合があります。※商品によっては、適用できない場合があります。

CO・OP 共済

☎0120-50-9431
●各種お手続きに関する窓口 (ご加入や、保障の見直し、ご契約の満期継続、ご契約に関するお問い合わせ)
コープ共済センター 受付時間/月～土曜(祝日含む) 9:00～18:00 年末年始は休業

☎0120-80-9431
●共済金のご請求に関する窓口 (共済金・個人賠償責任保険のご請求手続きに関するお問い合わせ)

母子手帳をもらったらCO・OP共済

たすけあい J1000円コース お誕生日前申し込み

「うちの子は生まれつき障がいがあるから共済に加入できないのよね…」
「息子は生まれてすぐ大きな病気を発症して入れなかったな…」

そんな先輩ママやパパたちの想いがカタチに
お誕生日の赤ちゃんも申し込めるようになります。妊娠中から赤ちゃんの保障を申し込みできる制度です。

生まれたときの健康状態に関わらず、生まれた日から備えられる保障があればいいのに…

安心ポイント1
お誕生日から保障が始まる
※初回掛金振替後、誕生日を過ぎて保障が始まります。※健康保険適用とならない場合、共済金はお支払いできません。

安心ポイント2
お子さまの健康状態に関わらずお申し込み可能
※妊婦さんの健康状態については告知事項への回答が必要です。

安心ポイント3
お申し込みは「お誕生日前申し込み専用サイト」から
※WEBのみのお手続きとなります

詳しくはこちら▼

お申し込み対象 妊婦さんの年齢(申込日時点) 満18歳～満43歳 妊娠週数(申込日時点) 妊娠22週未満 ※単胎または双胎妊娠が対象です
※ご加入には一定の条件があります。

コープ共済センター
お誕生日前申し込み専用お問い合わせ先 **☎0120-77-9431** 月～土曜 9:00～18:00 日曜・祝日休業

契約引受団体/日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)
CO・OP共済に加入するには出資金を支払い、お近くの生協の組合員になる必要があります。生活協同組合(生協)は、お店や共同購入で暮らしに貢献しています。CO・OP共済は個人情報を大切に、個人情報保護法を守ります。



詳しくはこちら

相談・手続き・ご利用までひとつの窓口で対応

介護に関して、何から始めたら良いかわからないとき



居宅介護支援(ケアマネジャー)

ケアマネジャーが介護に関するご相談・要望にお応えし、介護保険に必要な書類作成やサービスの提案調整などを行います。ご本人やご家族としっかり話し合いながら寄り添った対応をします。

下記の申請代行や作成は無料です

- 介護保険に必要な書類作成や申請代行
- ケアプランの作成
- サービスの提案や相談

岡山事業所
岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ4F
086-256-3233

倉敷事業所
倉敷市宮前31-2 ハイムティファニーB205
086-423-6611

自宅に来ていろいろと手伝ってほしいとき



訪問介護(ホームヘルプサービス)

ご自宅で安心して暮らしていただくために、ヘルパーが訪問して、ケアプランに沿った介護サービスを提供します。

介護保険でできるサービスの例

- 身体的な介護 入浴介助、食事介助、トイレ介助やオムツ交換、更衣介助など
- 日常生活の援助 掃除、洗濯、調理、買い物など

岡山事業所
岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ4F
086-256-3233

倉敷事業所
倉敷市宮前31-2 ハイムティファニーB205
086-423-6611

他者との交流や様々な取り組みなど通いの場



通所介護(デイサービス)

ご自宅まで送迎を行い、施設にてレクリエーション、脳トレ、外出行事、口腔ケア、入浴をはじめ、機能訓練などをお受けいただけます。見学等お気軽にお問い合わせください。

地域密着型デイサービス

- デイサービス津島西坂
岡山市北区津島西坂三丁目7-1
086-256-2700
- デイサービス・オルガ(半日リハビリ型)
岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ3F
086-252-7721
- デイサービス倉敷幸町
倉敷市幸町7-18
086-441-6262
- デイサービス倉敷中島(半日リハビリ型)
倉敷市中島1833-1
086-454-6566

お気軽にお問い合わせください

介護に関するご相談は

☎ 086-256-2593

月～金曜 8:30～17:00 年末年始を除く



Instagramはこちら

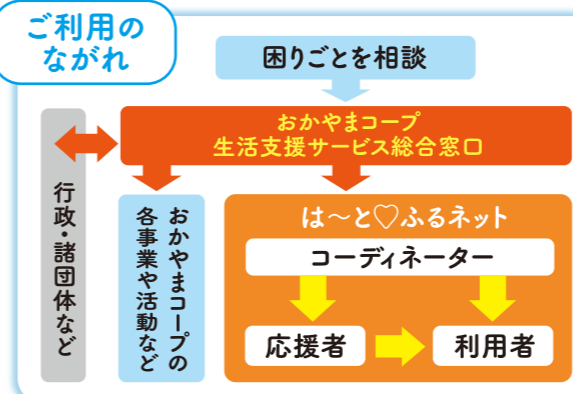


詳しくはこちら

「ふだんの暮らし」の家事を応援します

こんな時、お電話ください

出産したばかりで家事を手伝ってほしい、足腰が弱ってお掃除が難しい、体調を崩して食事が作れない…などお困りの際はご連絡ください。



はと♡ふるネット

“おたがいさま”の気持ちで暮らしの中のちょっとした困りごとを支えあう活動(有償ボランティア)です。そうじや草取り、買い物代行、子育て応援など。※高齢者の介護や病人の看護などは行っていません。

利用料金…1時間あたり980円(税込) 30分までは630円(税込)
組合員でなくても利用できます。事前の登録が必要です(登録料・会費不要)。

応援者も随時募集



生活支援サービス総合窓口 ☎ 0120-378-502 月～金曜 9:00～17:00 年末年始を除く

保障の個人相談～おかやまコープLPAの会～



詳しくはこちら

保険・共済のことなら何でもおまかせ!

毎月、無料でお近くのコープのお店やセンターで保障の個人相談を行っています。

専門知識を持つライフプラン・アドバイザー(LPA)が、中立の立場で一人ひとりに合った保障についてご案内します。(無料・要予約)

個人相談・学習会についての
お問い合わせは

おかやまコープ 共済グループ LPAの会事務局
☎ 086-296-9911 月～金曜 9:00～17:00



©2012 CO-OP共済コープすけ

コープピーアンドエス



詳しくはこちら

組合員の暮らしを応援するおかやまコープの子会社です

保険
コープの団体保険、ペット保険、自動車保険、生命保険など

暮らし応援サービス
葬祭・ピアノ調律・引越・各種サービス割引・プレイガイドなど

旅行
国内や海外のパッケージツアー予約や、国内の宿泊手配など

オルガホール・貸し会議室
オルガホール、貸し会議室の利用希望の際は、おまかせ!

飲食
お食事は、オルガビル2階の「カフェ・グレン」で!

フィットネス
「フィットネススペースオルガ」で、からだづくりを!

生活協同組合おかやまコープ定款（抜粋）

生活協同組合おかやまコープ定款（抜粋）

※定款は、生協の目的や事業の内容を定め、組合員および理事・監事などの権利や義務などを明らかにし、運営の規範を定めたものです。

※組合員の権利や義務あるいは生協内のルールが書かれていますので、ご確認をお願いします。

※全文は、おかやまコープホームページに掲載しています。

※本定款は、おかやまコープホームページに掲載しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、民主的運営により組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、生活協同組合おかやまコープという。

（事業）

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- 組合員の生活に有用な協同施設（第5号に掲げるものを除く。）を設置し、組合員に利用させる事業
- 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 組合員の生活の共済を図る事業
- 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
- 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 前各号の事業に附帯する事業

（区域）

第4条 この組合の区域は、岡山県下一円とする。

※本定款は、おかやまコープホームページに掲載しています。

第2章 組合員及び出資金

（組合員の資格）

第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
第2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

（加入の申込み）

- 第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。
- この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
- この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
- 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。
- この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（加入承認の申請）

- 第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をもこの組合に提出しなければならない。
- この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
- 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
- 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
- この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（届出の義務）

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届けなければならない。

（自由脱退）

- 第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届けを2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- この組合は、前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、事前に当該組合員に対する年1回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- 第2項の規定により理事会が脱退処理をおこなったときは、その結果について総代会に報告するものとする。
- 前項第2項より第4項に関する脱退の公告及び手続きに関しては、別に規則で定める。

（法定脱退）

- 第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。
(1) 組合員たる資格の喪失
(2) 死亡
(3) 除名

（除名）

- 第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。
(1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
(2) 供給物資の代金又は利用時の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
(3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
(4) 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
(5) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

（脱退組合員の払戻し請求権）

- 第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
(3) この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

（出資）

- 第14条 組合員は、出資10口以上を有しなければならない。
- 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、5,000口とする。
- 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

（出資1口の金額及びその払込み方法）

第15条 出資1口の金額は、100円とし、全額一時払込みとする。

（出資口数の増加）

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

おかやまコープホームページ

おかやまコープホームページ
<https://okayama.coop/>
【2021年6月 改正】

（出資口数の減少）

- 第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- 組合員は、その出資口数が5,000口を超えたときは、5,000口以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に应予る払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第5章 事業の執行

（事業の利用）

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業利用について、組合員とみなす。

第6章 会計

（事業年度）

第70条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（財務処理）

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

（剰余金の割戻し）

第77条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

（利用分量に応ずる割戻し）

第78条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第74条第1項の規定による法的準備金として積み立てる金額及び第75条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後、なお残余があるときに行うことができる。

- 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。
- この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の種類別及び分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。
- この組合は、組合員が利用した組合事業の種類別ごとの利用分量の総額がこの組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。
- この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行う事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に通知し、かつ、公告するものとする。
- この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 組合員は、第5項の通知に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれをしなければならない。
- この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立を行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行うおとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

（出資額に応ずる割戻し）

- 第79条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 出資配当の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に通知し、かつ、公告する。
- 組合員は、前項の通知に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行うおとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

（端数処理）

第80条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てするものとする。

（その他の剰余金処分）

第81条 この組合は、剰余金について、第77条の規定により組合員への割戻しを行った後なお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第8章 雑則

（公告の方法）

- 第87条 この組合の公告は、以下の各方法で行う。
(1) 事務所の店頭に掲示する方法
(2) 電子公告による方法
(3) 前号において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、山陽新聞への掲載をもってこれに代える。
- 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとしてしている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)及び(2)に規定する方法により行うものとする。

（組合の組合員に対する通知及び催告）

第88条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。
2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第89条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

おかやまコープ 個人情報保護基本方針

おかやまコープ 個人情報保護基本方針

おかやまコープは、プライバシーや個人に関する情報を適切に保護することが、組合員が安心して生協をご利用いただくために欠かせない社会的責務であると考えます。食料品を中心とした商品の供給、および共済や福祉などのサービスの提供にあたり、技術的かつ経済的に可能な範囲で、個人情報保護規則を定め、役職員・組合員が一体となり、個人情報の適切な保護に努めます。組合員の個人情報を適正に取得し、細心の注意を払って利用し、管理するために、個人情報保護に関する法律やガイドラインなどを守るとともに、以下の基本方針を定め、実行することをお約束します。

- 個人情報は、適正に取得します。
 - 業務上必要な個人情報は、あらかじめ利用目的をはっきりと定め、要配慮個人情報を取得する場合を含め、ご本人に通知し同意を得て取得します。おかやまコープで取り扱う個人情報の利用目的は、別表①の通りです。
 - 紙面もしくはウェブ上で個人情報を入力していただく場合は、あらかじめ利用目的を紙面またはウェブ画面上で通知します。ただし、利用目的が誰の目にも明らか場合は、省略させていただくことがあります。
 - 加入時に申込書にご記入いただく個人情報は、ご本人の基本データとして登録し、事業の利用、活動への参加の際に使用します。
 - 取得した個人情報は、あらかじめ明らかにした利用目的以外には使用しません。それぞれの利用目的のために取得する個人情報の項目は、別表②の範囲内です。ただし、生命・財産に関わるなど法律や行政により定められたやむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 個人情報は、ご本人の同意を得ずに第三者には渡しません。ただし、宅配の個人別配達事業者や商品案内の個人別セッター事業者など事業委託契約に基づいて委託先に預託したり、もしくはおかやまコープの事業目的に基づき子会社や事業連合などと共同利用する場合があります。第三者に個人情報を提供した場合は、個人情報保護委員会の定めに従い、記録を作成し管理します。
 - おかやまコープが個人情報を共同利用している範囲は、別表③の通りです。共同利用先で利用する個人データの項目は、別表②の範囲です。
 - 特定の個人が特定できないようデータ処理し、利用目的の範囲内で匿名加工情報として活用する場合は、個人情報保護委員会の定めに従い、元の個人情報に復元できないよう加工します。
- 個人情報は、適正に利用します。
 - 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲で、正確にかつ最新の内容を保つため、変更届の受付などの対応を行います。脱退など個人情報を利用する必要がなくなった場合、法令等で定める保存期間に沿って遅滞なく消去・廃棄します。
 - 個人情報は、不正なアクセスや漏えい、紛失、改ざんが起こらないよう、部門ごとの業務に応じて定めたルールに基づいて厳密に管理します。
 - 個人情報の安全管理のため、職員（パートナー・アルバイト、派遣社員を含む）に対して、取り扱う情報に応じた教育を継続的にに行い、ルールや手順が守られる体制を維持します。
 - 個人情報の取り扱いを含む業務の一部を委託する場合は、業務委託契約書等で取り扱いを明記し、おかやまコープが責任を持って管理します。
- 個人情報について、組合員本人からの開示・訂正などの請求をお受けします。
 - おかやまコープが6か月以上にわたり管理している個人情報（保有個人データ）は、ご本人または正規の代理人による開示、訂正、利用停止、削除の請求をお受けします。
 - 請求者がご本人または正規の代理人（ご本人からの正式な委任状況を確認できた方）であることが確認できた場合に限り、合理的な期間内で対応します。請求内容にお答えできない場合は、その理由を回答します。
 - おかやまコープが管理している個人情報（保有個人データ）の項目は、別表②の範囲内です。
 - 請求の受付窓口、詳細な手続きおよび手数料は、お問い合わせ窓口でご案内します。
- 個人情報を保護・管理する体制を確立します。
 - 個人情報の取り扱いについて、おかやまコープ全体の管理責任者とともに、部門ごとの責任者を定め、その管理・監督で適切な個人情報の取得・利用・保護・廃棄を行います。
 - 個人情報保護の取り組みは、おかやまコープのコンプライアンス経営の重点課題として位置づけ、管理・運営体制のルールの見直しを含め、継続的に改善を進めます。
 - おかやまコープの事業に関する個人情報の取り扱いについての苦情やお問い合わせは、以下を窓口とします。

お問い合わせ窓口：問合せセンター　電話番号：0120-662-538　受付時間：（月～金）8:30～20:00、（土）9:00～17:00

※お問い合わせ窓口：問合せセンター　電話番号：0120-662-538　受付時間：（月～金）8:30～20:00、（土）9:00～17:00

〈別表①〉取得した個人情報は、以下の利用目的に限定して利用します。

| | | |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (1)総代会など機関運営に関わる連絡や情報交換 | (6)商品のお届け、サービスの提供に関わる業務 | (10)商品・サービスの改善のための意見聴取やアンケート類の送付・回収 |
| (2)組合員活動に関わる連絡や情報交換 | (7)利用（注文）された商品・サービスの代金請求及び回収に関わる業務 | (11)お問い合わせ等への回答や本人確認 |
| (3)出資金の管理とそれに関わる連絡 | (8)利用（注文）された商品・サービスの内容に関わる緊急連絡や情報提供 | (12)生協の事業や活動に関わる情報の提供 |
| (4)商品・サービスの利用案内に関する業務 | (9)商品・サービスをより適切に提供するための情報活用 | |
| (5)商品・サービスの受注・発注に関わる業務 | | |

※上記における「商品・サービス」の内容は、以下の通りです。

- おかやまコープの宅配事業、店舗事業で取り扱う商品・サービス
- おかやまコープの共済事業で取り扱う商品・サービス
- おかやまコープの福祉事業で取り扱う商品・サービス
- おかやまコープの子会社等が提供する商品・サービス、および斡旋事業により他の事業者が提供する商品・サービス

| | |
|--|--|
| 〈別表②〉各業務において保有する組合員の個人データの項目は、以下の範囲です。 ※（　）内は、該当組合員のみが対象となります。 | |
| I. 生協加入時及びその後の組合員個人データ変更届受付時に取得するデータ | 氏名、住所、電話番号、生年月日、生協加入日、生協脱退日、性別 加入時出資額、組合員CD（勤務先名・所在地） |
| II. 共済契約時に取得するデータ | 被共済者の氏名、住所、電話番号、生年月日、契約内容、健康告知内容、(医療機関の意見)、(対象となる建物・家財の内容) |
| III. 口座振替依頼時に取得するデータ | 金融機関名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義、お届け印 |
| IV. 事業利用時に取得するデータ | 商品・サービスの利用実績、請求状況、支払い状況 組合員が指定する商品配達先及び送付先の住所・受取人・電話番号 (ご意見・お問い合わせの記録、その対応のために取得する情報) (介護保険サービス事業における要介護度・身体状況・介護記録・医療機関の意見・家族状況) (インターネット受注者のID、メールアドレス、FAX番号、性別) |
| V. 増資・減資時に取得するデータ | 出資金残高、増資額・減資額、減資出資金振込口座情報 |
| VI. 組合員活動・組織運営で取得するデータ | 理事登記簿謄本、各種名簿(理事、監事、元役員、コープ委員会、コープクラブ、は～とふるネット会員、行事参加者に関するもの)、各種活動記録、(行事で撮影した写真など) |
| VII. 脱退手続き時に取得するデータ | 脱退出資金払い戻し額、脱退出資金振込先口座情報、脱退理由(転居先住所・電話番号) |

※お問い合わせ窓口：問合せセンター　電話番号：0120-662-538　受付時間：（月～金）8:30～20:00、（土）9:00～17:00

〈別表③〉組合員の個人データを共同利用する範囲とデータ項目は、以下の通りです。

| | |
|--|---------------------------------|
| 共同利用先 | 共同利用する項目(別表②の番号) |
| 生協が出資する子会社 ・㈱コープビー　アンド　エス　・㈱コープファームおかやま　・㈱ハートコープおかやま | I、II、III、IV |
| 宅配、店舗の商品・サービス利用 ・日本生活協同組合連合会　・生活協同組合コープ中国四国事業連合 | I、II、III、IV、V、VI、VII |
| コープ共済の元請団体 ・日本コープ共済生活協同組合連合会 | I、II、III、IV |
| 火災共済の元請団体 ・全国労働者共済生活協同組合連合会 | I、II、III　※該当組合員(契約者)のみが対象となります。 |



以上

宅配事業利用規則

（目的・適用）

第1条 本規則は、生活協同組合おかやまコープ（以下、「生協」といいます）の宅配事業の利用（代金等の支払を含む）に関するルールを定めます。

（サービス内容）

第2条 生協は、利用者（次条により宅配登録を行った利用名義者）に対して、基本的に週1回、商品カタログ及び注文書（以下、「商品カタログ等」といいます）を配布し、事前に注文いただいた商品及びチケット等の証券類（以下、「商品等」といいます）を配達します。ただし、第5項に定めるWEB注文システム（WEBサイトを利用してインターネットにより注文するシステム）を利用する場合は、利用者の希望により商品カタログ等を配布しない場合があります。

2 利用者は、前項に定めるサービスのほか、次の事項のために宅配事業の仕組みを利用することができます。ただし、①及び②は組合員に限ります。

- 各種サービス事業に関する紹介依頼（生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします）
- 増資（生協は商品等の代金とともに増資する金額を受領し、出資金に充当します）
- 募金（生協は商品等の代金とともに募金額を預かり、あらかじめご案内した募金先にお渡しします）
- 前項の②及び③に係る金銭の取受については、本規則の第13条のように定めるところによります。
- 生協は、年末など特殊な時期に関し別途ご案内した場合を除き、基本的に毎週、注文書を回収する前週の商品等をお届け時に、注文の対象となる商品等を掲載した商品カタログ等をお届けします。ただし、別途生協が定める期間内にご注文をいただけなかった場合、生協は商品カタログ等のお届けを停止することができます。
- 利用者は、別途の登録によりWEB注文システムを利用することができます。前項により商品カタログ等のお届けが停止されている場合でも、WEB注文システムの利用は可能です。
- 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により宅配事業のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、すでに受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

（宅配登録）

第3条 組合員は、生協の定めたしがつて宅配登録（宅配事業の利用の登録）を行うことで、前条に定める宅配事業のサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金及び手数料その他（以下、「代金等」といいます）の引渡しに利用する銀行等金融機関の口座の登録が必要です。
2 未成年者が組合員となり宅配事業の利用を希望する場合は、法定代理人の同意を得て宅配登録を行うことができ、以後の商品の購入についても、法律が禁止する場合を除き、法定代理人の同意を得ているものとみなします。また、高齢者が宅配事業の利用を希望する場合は、ご家族のご意見を聞きまして、宅配事業のサービスの円滑な提供に支障がないかを検討させていただく場合があります。

3 前二項の規定にかかわらず、次の場合には宅配登録をお断りすることがあります。

- 組合員本人又はご家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金のお支払いに不安がある場合
- 本規則等に定める生協の宅配事業のサービスの利用条件に合わず、円滑なサービス利用が困難と想定される場合
- 過剰な要求など生協とのトラブルが多い場合、その他宅配事業のサービスの円滑な提供に支障が想定される場合
- 次の場合、生協は、行政庁の許可を得た上で、組合員以外の方に対しても、生協の定めたしがつて宅配登録を受け付けることにより、前条に定める宅配事業のサービスを利用させることができます。その際、利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上で、必要な対応を行うものとします。
 - 教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者が施設利用者へのサービスの提供に必要な物品を購入する場合
 - 1か月以内の期間を定め、お試し利用する場合
- 利用者の宅配登録にあたっては、利用者本人の口座登録を基本とします。例外的に利用者本人以外を口座名義人とする場合は、生協の承認を得た上で口座登録を行えるものとし、利用者が口座名義人に承諾を得ているものとみなします。この場合、口座名義人からの異議については、宅配登録を行った利用者が責任をもって対応するものとします。
- 利用者は所定のWEBページにメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用することができます。WEB注文システムの利用に関わるルールは、本規則のほか、「えふれんず利用規約」の定めるところによります。
- 銀行等金融機関の口座の登録が必要な利用者につき、所定の期限内に口座登録が完了しなかった場合の扱いについては、本規則の規定にかかわらず、別途定めるところによります。
- 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、宅配登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

（商品の注文）

第4条 商品の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとします。各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は生協が別に定めます。

- OCR注文書の提出
- WEB注文システムを利用したインターネット注文
- 電話による注文
- 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したのものとし、売買契約が成立します。ただし、事前登録による利用登録商品を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、注文書の回収時期をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したのとして、売買契約が成立します。
 - OCR注文書の提出の場合は、注文書を配達担当者が受領した時。
 - WEB注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文データを生協が受信した時
 - 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
- 次の場合は利用者本人による注文があったとみなします。
 - 利用者の氏名が印字されたOCR注文書が提出された場合。
 - 利用者に交付したID・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、生協が受信した場合。
 - 生協が定めた方法により利用者本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。
- 利用者は、電話による注文の締切時期までの間は、電話によって注文をキャンセルできます。そのほか、インターネットによる注文は、インターネットによる注文の締切時期までの間に注文データを削除することによってもキャンセルできます。

（利用制限）

第5条 転売、賃貸、買入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。

2 20歳未満の利用者による酒類の購入はできません。
3 次の場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。

- 1か月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
- 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。
- 宅配事業の利用金額は原則として1か月あたり20万円を限度とし、限度額の引き上げを希望する場合は別途生協と相談するものとします。

（利用停止・登録解除）

第6条 「利用停止」「登録解除」とは、それぞれ次のことを意味します。

- 利用停止 …… 宅配登録を維持したまま、宅配の商品カタログの配布、注文の受付、商品のお届けを停止すること。
- 登録解除 …… 宅配登録を抹消すること。
- 宅配事業の利用停止や登録解除を希望する利用者は生協に連絡するものとし、生協はお申し出にがつて利用停止や登録解除を行います。組合員が生協から脱退する場合も、生協は組合員からの申し出ににがつて登録解除を行います。
- 次の場合には、利用者からのお申し出がなくても生協側から利用停止や登録解除を行う場合があります。こ

- れに加えて、生協が必要と認めるときは、すでに受けた注文に関して売買契約を解除する場合もあります。
- 転売、賃貸、買入れ、商行為を目的とした商品等の購入を行っていることが判明した場合。
- 合理的な理由なく繰り返して大量に返品を行った場合。
- 未成年や高齢者である利用者から、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族や行政担当者によるお申し出があった場合。
- 利用者と口座名義人が異なる場合に口座引落し停止の申し出があり、利用者に連絡しても登録口座やお支払方法を変更しただけなかった場合。
- 第7条第1項で定める班配達の利用において、班の人数が2名以下となり、同項に定める他の配達方法への移行をお願いしたにもかかわらず、応じていただけなかった場合。
- 商品等の代金等の未払いにより第15条に該当した場合。
- 第3条第3項各号に該当する場合、その他宅配事業の継続的利用に関して生協が適切でないと認めた場合。

- 前項のほか、1か月の利用金額が第5条第4項で規定する利用限度額に達した場合も、商品カタログ等の配布や商品の注文を停止する場合があります。
- 第3条第4項第1号に基づいて宅配登録を行った利用者に関して、次に掲げる事態が生じた場合、生協は直ちに登録解除を行います。この場合、生協はすでに受けた注文に関して売買契約を解除することができます。併せて、当該利用者の生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したのとして直ちに全ての債務の履行を請求できるものとしす。
- 所管行政庁より事業の取消、停止等の処分を受けた場合。
- 所管行政庁が買外利用させる施設として不適当と認めた場合。
- 商品等の代金等の未払いにより第15条に該当した場合。
- 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合。
- 信用力・資力の著しい低下があったとき、又はこれに著しい影響を及ぼす事業上の重要な変更があった場合。
- 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- 破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て等の事実が生じた場合。
- 事業の廃止、休止または解散の決議をした場合。
- 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合。
- 生協に対する詐術その他の背信行為があった場合。

（商品等のお届け）

第7条 商品等の配達方法は、利用者個人別にお届けする「個別配達」、決められた人数以上の利用者により結成されたグループを一括してお届けする「班配達」、利用者が決められた施設に個々に受け取りに行く「コープステーションでの商品受取」の3通りがあります。（本規則では「コープステーションでの商品受取」も配達として表現しています）
2 商品等の配達場所は次の3通りです。
①個別配達の場合は、各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所
②班配達の場合は、班で定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所
③コープステーションでの商品受取の場合は、生協があらかじめ利用者にお知らせした施設
3 生協は、宅配登録にあたって、配達方法・配達場所を利用者と確認し、配達曜日をお知らせします。併せて、班配達の場合はおおよそのお届け時間を、コープステーションでの商品受取の場合は、受取可能な時間をお知らせします。生協は、この配達曜日とおおよそのお届け時間及び受取可能な時間を、利用者にあらかじめお知らせした上で変更する場合があります。
4 生協は、配達方法・配達場所に応じて、別途定める手数料を申し受けます。
5 個別配達・班配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時（合理的な理由により、あらかじめ利用者と確認した場所へ商品等を留め置いた場合は、その時）に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとしす。
6 コープステーションでの商品受取の場合は、各利用者が受領した時に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとしす。
7 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権が移転するものとしす。

（お届け明細書および請求書）

第8条 生協は、商品等のお届けと併せてお届け明細書をお届けします。請求書については月1回、月ごとの請求額をまとめて発行し、商品等の配達時にお届けします。

（商品等のお届けができない場合）

- 第9条 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、交通事情、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品のお届けができない場合があります。
- 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則としてお届け明細書、電話、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は、原則として代金からの減額により行います。
- 前項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意いただいていない場合、利用者は、生協による代替品の提供から原則2週間以内に代替品を返品することができます。返品期限が明記されている場合は、その期限にいたがって返品することができます。この場合、注文した商品は提供できなかったものとして、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
- 前三項による対応について、生協は原則として前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

（お届けした商品等に問題がある場合）

- 第10条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
- 前項以外の場合でも、プラスチックキーなど特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は売買契約を解消し、生協からの連絡に沿って返品を行うことによって、原則として代金からの減額により代金等の返金等を受けることができます。
- 前二項による対応について、生協は、商品等により利用者へ直接発生した損害がある場合を除き、前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

（利用者の都合による返品）

第11条 前条に定める場合を除き、別途「ご利用ガイド」等に定める商品等については、返品することができます。
2 前条に定める場合のほか、利用者は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から14日間（2週間）以内に生協に連絡することにより、返品することができます。

（請求金額に対する疑義等）

第13条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、その他期限までに支払いができない場合には、利用者はあらかじめ生協に連絡し、支払方法等を含む以後の対応について協議するものとします。

（利用代金・手数料等の支払方法）

- 第14条 代金等の支払い方法については、原則として、銀行等の口座からの引落としとします。毎月16日から翌月15日までの代金について、翌月26日に口座から引落としを行います。ただし、生協が認めたその他の方法での支払いについては、別途の定めにより代金を支払います（「生協利用代金支払規則」等）
- 前項にかかわらず、第3条第4項第1号に基づいて宅配登録を行った利用者については、生協との協議により、1か月分の代金等を銀行等に設けた生協の口座に振り込む方法により支払うことができます。
- 銀行等の口座からの引落としにより代金等を支払う場合、予定の日に引落しができなかったときは、翌月11日に再引落としを行います。
- 前項の再引落としでも引落しができなかった場合は、翌月請求分の商品代金を合算し、支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙を生協から利用者宛てに送付します。

（代金等の未払いへの対応）

第15条 前条第3項による再引落しができなかった場合、または前条第4項による支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は次の対応をさせていただきます。第3条第4項第1号に基づいて宅配登録を行った利用者が、前条第2項により生協との間で確認した支払期日までに代金等を支払わなかった場合も同様とします。
①商品カタログの配布、注文の受付、商品の配達を中止します。
②利用者には期限の利益を喪失したのとして、すべての代金等について直ちに支払を請求します。
③支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙を送付します。
④以後の対応に関して生協が負担した費用については、実費相当を申し受けます。

（支払計画書および誓約書）

第16条 前条第3号の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方（以下、「債務者」といいます）に対して、生協が別途定めた生協利用代金支払規則に準じて、支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

2 前項の請求があった場合、債務者は、生協が定めた期限までに支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。

3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、別途定める「供給未収金取扱规程」に基づいて、法的手続への移行、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

（連帯保証人）

第17条 生協は、必要と認めた場合、債務者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

（支払期限・手数料・遅延損害金）

第18条 支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第14条第1項に定める本来の支払予定日（法人利用者に関して、同条第2項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ）から1年以内とします。
2 支払計画書による債務の弁済に係る費用は債務者が負担するものとします。
3 生協は債務者に対して、第15条および前項に定める費用のほか、第14条第1項および第2項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、遅延損害金を請求します。なお、遅延損害金1利率は民法の約定に準じるものとしす。

生協利用代金支払規則

（目的）

第1条 この規則は生活協同組合おかやまコープ（以下「組合」という）の組合員が利用した商品・サービス等の代金（以下「代金」という）の支払について定めたものである。
（支払方法）
第2条
1. 組合は事業毎と商品毎に支払方法を特定し、また支払期日、分割支払の指定をすることができる。
2. 組合員が利用した商品等の支払方法は、金融機関口座からの引落としとする。
3. 金融機関口座からの引落としによる支払ができない場合は、組合が指定する方法で支払うこととする。
4. 指定された支払ができない場合は、組合は組合員に対して催告を行う。

（支払手続き）

第3条 前条にもとづく支払方法と支払手続きは組合加入時に知らせる。また、支払方法と支払手続きの変更がなされた場合には事前に関組合員に周知する。
（口座振替による代金支払期日）
第4条 代金の口座引落し日は、組合の指定した日とする。ただし、その指定日が金融機関休業日にあたる場合は、翌金融機関営業日に口座引落としを行う。

（届け出事項の変更）

第5条 組合員は、住所・氏名・口座振替指定金融機関等の届出事項を変更した場合は、遅滞なく所定の用紙で組合に通知するものとする。
（特別な場合の支払請求と供給停止）
第6条
1. 組合が、一般に家庭で消費する限度を超えると判断した注文がなされるなど、無条件で供給することを不相当と判断した場合、供給停止の措置を講ずることができる。
2. 前項の場合、組合は組合員に通知する。

（債務者の出資金に関する特別）

第19条 債務者が組合員である場合、生協は債務者に対して出資口数の減少を要請することができます。債務者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、債務者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の債務者に対する債権を相殺することができます。

（協議解決）

第20条 本規則及び関連する規則に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

（管轄裁判所）

第21条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1番の専属的合意管轄裁判所とします。

（本規則の変更）

第22条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本規則を変更することができます。
2 前項の場合、生協は、本規則を変更する旨、変更後の本規則の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を行います。
①利用者への配布
②電子メールの送信等の電磁的方法
③WEBサイトへの掲示
④定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

（規則の改廃）

第23条 この規則の改廃は理事会が行うものとする。

（規則の施行）

第24条 この規則は、2020年3月16日より施行します。



（代金支払の不履行）

- 第7条
1. 指定日に金融機関からの口座引落しができなかった場合には、組合は事務手数料相当額を当該組合員に請求する。
2. 組合が指定した支払期日内に代金支払がなされなかった場合をもって代金支払の不履行とし、商品事業等の利用制限または停止を行う。
また、過去の遅滞回数やその内容によっては、組合の指定する長期間の利用制限と停止を行う。同一世帯の組合員についても同様とする。
前項の場合、組合は組合員・利用者に対して催告を行う。

（支払誓約書の提出）

- 第8条
1. 組合が指定した支払期日内に代金支払がなされない組合員には、組合が指定した「支払誓約書」に未払い債務の確認とその支払計画・支払方法を記載して連帯債務者とともに組合に提出を求めることができる。
2. 「支払誓約書」に記載される支払方法で分割支払となる場合には、特別の場合を除き、弁済期限は本来の支払予定日から1年以内とする。
3. 組合が指定した支払期日内に代金支払がなされない場合には、未払債務に対して遅延損害金を加算請求する。遅延損害金も、民法に定められた割合に準じるものとする。

（出資金・組合債の払戻の停止）

第9条 組合の指定した支払期日内に代金支払がなされない場合、未払金の完済まで、対象組合員名義の出資口数の減少（生協からの要請による減少を除く）及び組合債の解約を停止する。

（債務不履行の場合の措置）

- 第10条
1. 組合員が第8条の「支払誓約書」を提出せず支払もしない場合、または約束した内容どおりに支払をしない場合、組合は代金回収のための法的手続きをいし、組合の指定した債権回収業者等への委託を行うことがある。
2. 前項の場合、組合は事前に通知を当該組合員に行う。

（合意管轄裁判所）

第11条 組合員は、組合員と組合との諸契約に関する訴訟について、管轄裁判所を組合本部の所在地を管轄する裁判所とすることに同意するものとする。

（規則の改廃）

第12条 この規則の改廃は理事会が行うものとする。

（規則の施行）

第13条 この規則は、2004年7月1日より施行する。
2020年3月16日より一部改定する。

